

長 幼 児 号 外  
令和3年9月15日

保 護 者 様

長崎市長 田上 富久  
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置等の適用終了に伴う保育所等の対応について（依頼）

保護者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、長崎市における「まん延防止等重点措置」及び「県独自の緊急事態宣言」の適用は、令和3年9月12日をもって終了となりました。

しかしながら、若年層の陽性者の割合が増加傾向にあることや、今月下旬にシルバークウィークを控えていること、変異株の感染力等を考えると、引き続き警戒を要する状況です。

つきましては、お子様と保護者の皆様、そして保育従事者の健康と命を守り、感染拡大を防止する観点から、引き続き次の点についてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1 以下の場合には登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。
  - (1) 園児や同居の家族がPCR検査を受けることとなった場合  
(園児が濃厚接触者に特定された場合には登園停止となります。)
  - (2) 園児や同居の家族に発熱・風邪症状が見られる場合（ワクチン接種後の発熱・風邪症状を含む。）※ワクチンの副反応であるのか否かの判別が困難なため
  - (3) 園児の兄弟が在籍する学校が休校になった場合や在籍する学級（学年）が学級（学年）閉鎖になった場合
- 2 保育所等の職員・在園児がPCR検査で陽性となった場合、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間は臨時休園となりますので、ご協力をお願いいたします。
- 3 お子様やご家族が「PCR検査を受けた」、あるいは「陽性又は濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 4 感染者個人の特定につながる内容の掲載や誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、風評被害が懸念されるような情報の拡散などは絶対に行わないようお願いいたします。